

## 平成12年及び17年国勢調査 用語の解説

1 人口の基本属性に関する用語	
人口	1
年齢	2
配偶関係	2
教育	2
国籍	4
2 世帯・家族の属性に関する用語	
世帯の種類	5
世帯主・世帯人員	5
世帯の家族類型	6
3世代世帯	7
母子世帯・父子世帯	7
家計の収入の種類	8
3 住宅・居住地に関する用語	
住居の種類	9
住宅の所有の関係	9
延べ面積	10
住宅の建て方	10
4 労働・就業の状態に関する用語	
労働力状態	11
就業時間	13
従業上の地位	13
産業	13
職業	15
5 世帯の移動に関する用語	
居住期間	16
5年前の常住地	16
6 従業地・通学地に関する用語	
従業地・通学地	17
夜間人口と昼間人口	18
利用交通手段	18
国勢調査で用いた産業大分類	20
国勢調査で用いた職業大分類	23

## 1 人口の基本属性に関する用語

### 人口

- (1) 昭和30年以降の国勢調査で調査した人口は、調査年の10月1日午前零時現在（以下「調査時」という。）の人口です。
- (2) 調査した人口は「常住人口」です。常住人口とは、調査時に常住している場所で調査する方法（常住地方式）による人口をいいます。すなわち、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時にいた場所に「常住している者」とみなしています。

#### 《注意点》

次の者については、それぞれ以下に述べる場所に「常住している者」とみなして、その場所で調査しています。

- ① 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、第124条に規定する専修学校又は第134条第1項に規定する各種学校に在学している者で、通学のために寄宿舎、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設
  - ② 病院又は療養所に入院・入所している者で、引き続き3か月以上入院し、又は入所している者はその病院又は療養所、それ以外の者は3か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅
  - ③ 船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者で陸上に生活の本拠を有する者はその生活の本拠である住所、陸上に生活の本拠のない者はその船舶  
なお、後者の場合は、日本の船舶のみを調査の対象とし、調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか、調査時前に本邦の港を出港し、途中外国の港に寄港せず調査時後5日以内に本邦の港に入港した船舶について調査しています。
  - ④ 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部）の所在する場所
  - ⑤ 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち、死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院
- (3) 日本国に常住する外国人は、基本的に調査の対象としましたが、次の者は調査の対象から除外しています。
- ① 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族
  - ② 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

## 年齢

「年齢」は、昭和40年以降の調査では調査日前日による満年齢を基に集計しています。なお、10月1日午前零時に生まれた人もそれぞれの調査で0歳に含んでいます。

## 配偶関係

「配偶関係」は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分しています。

区分	内容
未婚	まだ結婚したことのない人
有配偶	届出の有無に関係なく、妻又は夫のある人
死別	妻又は夫と死別して独身の人
離別	妻又は夫と離別して独身の人

## 教育【平成12年調査のみ】

### (1) 在学か否かの別

学校に在学しているか否かによって、次のとおり区分しています。

区分	内容
卒業者	学校を卒業して、在学していない人
在学者	在学中の人
未就学者	在学したことのない人又は小学校を中途退学した人

「学校」とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、短期大学、大学、高等専門学校、特別支援学校（盲学校、ろう学校、養護学校）など学校教育法第1条にいう学校（幼稚園を除く。）及びこれらに準ずる学校をいい、国立・公立・私立、夜間・昼間の別、教育制度の新旧は問いません。

ただし、予備校、洋裁学校、料理学校、会話学校や、職員・社員の研修所、講習所、養成所、訓練所などは、ここでいう学校には含まれません。

### (2) 最終卒業学校の種類

最終卒業学校の種類により、次のとおり区分しています。

なお、中途退学した人は、その前の卒業学校を最終卒業学校としています。

区分	学校の例
小学校・中学校	【新制】小学校 中学校 中等教育学校の前期課程 特別支援学校（盲学校・ろう学校・養護学校）の小学部・中学部
	【旧制】高等小学校 国民学校の初等科・高等科 尋常小学校 通信講習所普通科 青年学校普通科 実業補習学校
高校・旧中	【新制】高等学校 中等教育学校の後期課程 特別支援学校（盲学校・ろう学校・養護学校）の高等部 准看護師（婦）養成所 高等学校卒業程度認定試験の合格者（注）
	【旧制】高等学校尋常科 尋常中学校 高等中学校予科 高等女学校 実業学校（農業・工業・商業・水産学校など） 師範学校予科又は師範学校一部（3年修了のもの） 通信講習所高等科 鉄道教習所中等部・普通部（昭和24年までの卒業者） 青年学校本科
短大・高専	【新制】短期大学 高等専門学校 都道府県立の農業者研修教育施設 看護師（婦）養成所
	【旧制】高等学校高等科 大学予科 高等師範学校 青年学校教員養成所 図書館職員養成所 高等通信講習所本科
大学・大学院	大学 大学院 水産大学校 気象大学校大学部 職業能力開発総合大学校の長期課程（平成11年4月以降） 放送学校（全科履修生、修士全科生）

（注）平成16年までの大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による試験の合格者も含まれます。

専門学校・各種学校については、入学資格や修業年数により、以下のとおり区分しています。

専修学校・各種学校		学校区分
専門学校専門課程 (専門学校)	新高卒を入学資格とする修業年限4年以上のもの	大学・大学院
	新高卒を入学資格とする修業年限2年以上4年未満のもの	短大・高専
専修学校高等課程 (高等専修学校)	中学卒を入学資格とする修業年限3年以上のもの	高校・旧中
各種学校	新高卒を入学資格とする修業年限2年以上のもの	短大・高専
	中学卒を入学資格とする修業年限3年以上のもの	高校・旧中

＜補足＞

- ① 高等学校、短期大学及び大学については、定時制やこれらの学校の卒業資格が得られる通信教育による課程も含めます。
- ② 外国の学校については、修業年限等により、それに相当する学校に区分しています。

### (3) 在学学校・未就学の種類

在学者を在学学校の種類により、「(2) 最終卒業学校の種類」で分類した「小学校・中学校」、

「高校」，「短大・高専」，「大学・大学院」の四つのほか，未就学者を「幼稚園」，「保育園・保育所」，「その他」の三つに区分しています。

## 国籍

国勢調査では，国籍を「日本」のほか，以下のように区分しています。

調査年	区分
平成17年	11区分 「韓国，朝鮮」，「中国」，「フィリピン」，「タイ」，「インドネシア」， 「ベトナム」，「イギリス」，「アメリカ」，「ブラジル」，「ペルー」，「その他」
平成12年	10区分 「韓国，朝鮮」，「中国」，「フィリピン」，「タイ」，「フィリピン，タイ 以外の東南アジア，南アジア」，「イギリス」，「アメリカ」，「ブラジル」， 「ペルー」，「その他」

## 2 世帯・家族の属性に関する用語

### 世帯の種類

昭和60年以降の調査では、世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分しています。

区分	内容
一般世帯	<p>ア 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者</p> <p>ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めています。</p> <p>イ 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者</p> <p>ウ 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者</p>
施設等の世帯	
寮・寄宿舎の学生・生徒	学校の寮・寄宿舎で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり (世帯の単位：棟ごと)
病院・療養所の入院者	病院・療養所などに、すでに3か月以上入院している入院患者の集まり (世帯の単位：棟ごと)
社会施設の入所者	老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり (世帯の単位：棟ごと)
自衛隊営舎内の居住者	自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり (世帯の単位：中隊又は艦船ごと)
矯正施設の入所者	刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり (世帯の単位：建物ごと)
その他	定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠（住所）を有しない船舶乗組員など (世帯の単位：一人一人)

### 世帯主・世帯人員

#### (1) 世帯主

国勢調査における世帯主とは、収入の多少、住民基本台帳の届出等に関係なく、各世帯の判断によっています。

## (2) 世帯人員

世帯を構成する各人（世帯員）を合わせた数をいいます。

## 世帯の家族類型

世帯の家族類型は、一般世帯を、その世帯員の世帯主との続柄により、次のとおり区分した分類をいいます。

### A 親族世帯—二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯

なお、その世帯に同居する非親族（住み込みの従業員、家事手伝いなど）がいる場合もここに含まれます。例えば「夫婦のみの世帯」という場合には、夫婦二人のみの世帯のほか、夫婦と住み込みの家事手伝いから成る世帯も含まれています。

### B 非親族世帯—二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯

### C 単独世帯—世帯人員が一人の世帯

さらに、親族世帯については、その親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって、次のとおり区分しています。

#### I 核家族世帯

- (1) 夫婦のみの世帯
- (2) 夫婦と子供から成る世帯
- (3) 男親と子供から成る世帯
- (4) 女親と子供から成る世帯

#### II その他の親族世帯

- (5) 夫婦と両親から成る世帯
  - ① 夫婦と夫の親から成る世帯
  - ② 夫婦と妻の親から成る世帯
- (6) 夫婦とひとり親から成る世帯
  - ① 夫婦と夫の親から成る世帯
  - ② 夫婦と妻の親から成る世帯
- (7) 夫婦、子供と両親から成る世帯
  - ① 夫婦、子供と夫の親から成る世帯
  - ② 夫婦、子供と妻の親から成る世帯
- (8) 夫婦、子供とひとり親から成る世帯
  - ① 夫婦、子供と夫の親から成る世帯
  - ② 夫婦、子供と妻の親から成る世帯
- (9) 夫婦と他の親族（親、子供を含まない。）から成る世帯
- (10) 夫婦、子供と他の親族（親を含まない。）から成る世帯

- (11) 夫婦、親と他の親族（子供を含まない。）から成る世帯
  - ① 夫婦、夫の親と他の親族から成る世帯
  - ② 夫婦、妻の親と他の親族から成る世帯
- (12) 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯
  - ① 夫婦、子供、夫の親と他の親族から成る世帯
  - ② 夫婦、子供、妻の親と他の親族から成る世帯
- (13) 兄弟姉妹のみから成る世帯
- (14) 他に分類されない親族世帯

### 3 世代世帯

「3世代世帯」とは、世帯主との続き柄が、祖父母、世帯主の父母（又は世帯主の配偶者の父母）、世帯主（又は世帯主の配偶者）、子（又は子の配偶者）及び孫の直系世代のうち、三つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいい、それ以外の世帯員がいるか否かは問いません。

したがって、4世代以上が住んでいる場合も含みます。また、世帯主の父母、世帯主、孫のように、子（中間の世代）がいない場合も含みます。一方、叔父、世帯主、子のように、傍系となる3世代世帯は含みません。

### 母子世帯・父子世帯

**母子世帯**とは、未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいいます。

**父子世帯**とは、未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいいます。

## 家計の収入の種類【平成12年調査のみ】

世帯を、世帯の生計を維持するための世帯全体の収入の種類により、次のとおり区分しています。

- 1 賃金・給料が主な世帯—主な収入が、会社・団体・官公庁・個人商店などに雇われている人の勤め先から得ている賃金・給料・賞与・役員手当などである世帯
  - (1) 賃金・給料のみの世帯—収入が賃金・給料のみの世帯
  - (2) 農業収入もある世帯—主な収入が賃金・給料で、農業収入もある世帯
  - (3) その他—主な収入が賃金・給料で、農業収入以外の他の収入もある世帯
- 2 農業収入が主な世帯—主な収入が、個人経営の農業（農作物の栽培、家畜の飼育、耕作請負など）から得られる収入である世帯
  - (4) 農業収入のみの世帯—収入が農業収入のみの世帯
  - (5) 賃金・給料もある世帯—主な収入が農業収入で、賃金・給料の収入もある世帯
  - (6) その他—主な収入が農業収入で、賃金・給料以外の他の収入もある世帯
- 3 農業収入以外の事業収入が主な世帯—主な収入が、個人商店などのように農業以外の個人経営の事業から得られる収入や、自営の医師、弁護士、文筆家などの収入である世帯
  - (7) 農業収入以外の事業収入のみの世帯—収入が農業収入以外の事業収入のみの世帯
  - (8) 賃金・給料もある世帯—主な収入が農業収入以外の事業収入で、賃金・給料の収入もある世帯
  - (9) その他—主な収入が農業収入以外の事業収入で、賃金・給料以外の他の収入もある世帯
- 4 内職収入が主な世帯—主な収入が、内職（家庭内で行う賃仕事）から得ている収入である世帯
  - (10) 内職収入のみの世帯—収入が内職収入のみの世帯
  - (11) 賃金・給料もある世帯—主な収入が内職収入で、賃金・給料の収入もある世帯
  - (12) その他—主な収入が内職収入で、賃金・給料以外の他の収入もある世帯
- 5 恩給・年金が主な世帯—主な収入が、恩給・退職年金・老齢年金・障害年金・遺族年金などの収入である世帯
  - (13) 恩給・年金のみの世帯—収入が恩給・年金のみの世帯
  - (14) その他—主な収入が恩給・年金で、その他の収入もある世帯
- 6 仕送りが主な世帯—主な収入が、別に住んでいる親族や知人からほぼ定期的に送られてくる生計費である世帯
- 7 その他の収入が主な世帯—主な収入が、上記以外で、例えば、家賃・地代、利子・配当、雇用保険、生活保護、土地売却代金、退職金などの収入や、預貯金の引出しなどである世帯

### 3 住宅・居住地に関する用語

#### 住居の種類

一般世帯について、住居を次のとおり区分しています。

区分	内容
住宅	一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる建物(完全に区画された建物の一部を含む)。 一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように独立して家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、区画ごとに1戸の住宅となります。
住宅以外	寄宿舎・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物 なお、仮小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれます。

#### 住宅の所有の関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を、次のとおり区分しています。

区分	内容
主世帯	「間借り」以外の次の5区分に居住する世帯
持ち家	居住する住宅がその世帯の所有である場合 なお、所有する住宅は登記の有無を問わず、また、分割払いの分譲住宅などで支払が完了していない場合も含みます。
公営の借家	その世帯の借りている住宅が、都道府県営又は市（区）町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合
都市再生機構・公社の借家	その世帯の借りている住宅が、都市再生機構又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合 ※ 雇用・能力開発機構の雇用促進住宅（移転就職者用宿舎）も含みます。
民営の借家	その世帯の借りている住宅が、「公営の借家」、「都市再生機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合
給与住宅	勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合 ※ 家賃の支払の有無を問わず、また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含みます。
間借り	他の世帯が住んでいる住宅（持ち家、公営の借家、都市再生機構・公社の借家、民営の借家、給与住宅）の一部を借りて住んでいる場合

## 延べ面積

「延べ面積」とは、各居住室の床面積のほか、その住宅に含まれる玄関・台所・廊下・便所・浴室・押し入れなども含めた床面積の合計をいいます。ただし、農家の土間や店舗併用住宅の店・事務室など営業用の部分は延べ面積には含まれません。また、アパートやマンションなどの共同住宅の場合は、共同で使用している廊下・階段など共用部分は、延べ面積には含みません。

## 住宅の建て方

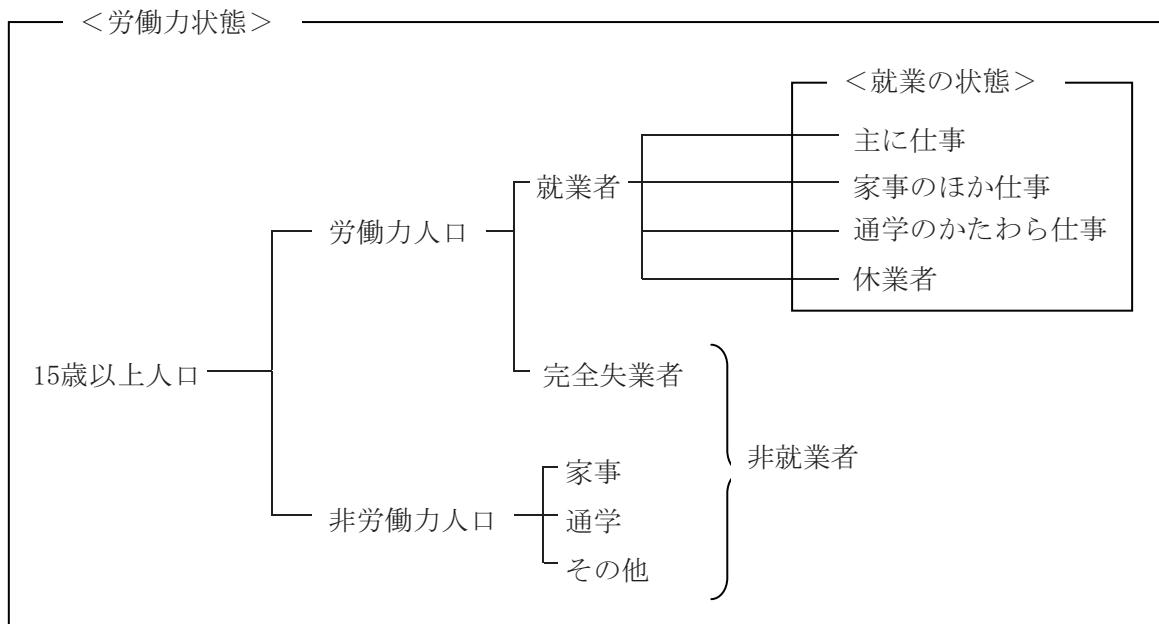
各世帯が居住する住宅を、その建て方により、次のとおり区分しています。

区分	内容
一戸建	1建物が1住宅であるもの なお、店舗併用住宅の場合でも、1建物が1住宅であればここに含みます。
長屋建	二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの いわゆる「テラス・ハウス」も含みます。
共同住宅	棟の中に二つ以上の住宅があるもので、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの ※ 1階が店舗で、2階以上が住宅になっている建物も含みます。 ※ 建物の階数により「1・2階建」、「3～5階建」、「6～10階建」、「11～14階建」、「15階建以上」に5区分しています。また、平成17年調査から世帯が住んでいる階についても、建物の階数と同様に五つに区分しています。
その他	上記以外で、例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合

## 4 労働・就業の状態に関する用語

### 労働力状態

「労働力状態」とは、15歳以上の人について、調査年の9月24日から30日までの1週間（以下「調査週間」という。）に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分したものです。



※ 各用語の定義は、次ページに掲載しています。

区分	内容
労働力人口	就業者と完全失業者を合わせた人
就業者	<p>調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）を伴う仕事を少しでもした人</p> <p>なお、収入を伴う仕事を持っていて、調査週間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者としています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合</li> <li>② 事業を営んでいる人が、病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合</li> </ul> <p>また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入を伴う仕事をしたこととして、就業者に含めています。</p>
主に仕事	主に勤め先での仕事や自家営業などの仕事をしていた場合
家事のほか仕事	主に家事などをしていて、そのかたわら、例えばパートタイムでの勤め、自家営業の手伝い、賃仕事など、少しでも収入を伴う仕事をした場合
通学のかたわら仕事	主に通学していて、そのかたわら、例えばアルバイトなど、少しでも収入を伴う仕事をした場合
休業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合</li> <li>② 事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合</li> </ul>
完全失業者	調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ、ハローワーク（公共職業安定所）に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人
非労働力人口	調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人（労働力状態「不詳」を除く）
家事	自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合
通学	主に通学していた場合
その他	上のどの区分にも当てはまらない場合（高齢者など）

#### 《注意点》

上の区分でいう「通学」には、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか、予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含まれます。

## **就業時間**

就業時間とは、就業者について、調査週間にどのくらいの時間仕事をしたかによって、「休業者」、「1～4時間」、「5～9」、「10～14」、「15～19」、「20～24」、「25～29」、「30～34」、「35～39」、「40～44」、「45～49」、「50～54」、「55～59」、「60時間以上」の14区分に区分したものです。

## **従業上の地位**

従業上の地位とは、就業者を、調査週間中その人が仕事をしていた事業所における地位によって、次のとおり区分したものです。

**雇用者**－会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・パートタイムやアルバイトなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、以下にいう「役員」でない人

**常雇**－期間を定めずに又は1年を超える期間を定めて雇われている人

**臨時雇**－日々又は1年以内の期間を定めて雇用されている人

**役員**－会社の社長・取締役・監査役、団体の理事・監事、公団や事業団の総裁・理事・監事などの役員

**雇人のある業主**－個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がいる人

**雇人のない業主**－個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人

**家族従業者**－農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族

**家庭内職者**－家庭内で賃仕事（家庭内職）をしている人

## **産業**

産業とは、就業者について、調査週間中、その人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている事業所の事業の種類）によって分類したものをいいます。

なお、仕事をしていた事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に仕事をしていた事業所の事業の種類によっています。

国勢調査に用いている産業分類は、日本標準産業分類を基に、これを国勢調査に適合するよう集約して編成したもので、分類の詳しさの程度により、大分類、中分類、小分類があります。平成17年国勢調査では、平成14年3月改訂の日本標準産業分類を基準としており、大分類が19項目、中分類が80項目、小分類が228項目となっています。また、平成12年国勢調査では、平成5年10月改定の日本標準産業分類を基準としており、大分類が14項目、中分類が77項目、小分類が223項目となっています。

なお、報告書等では、産業大分類を3部門に集約している場合がありますが、その区分は以下

によっています。

<平成17年度>

第1次産業	A 農業 B 林業 C 漁業
第2次産業	D 鉱業 E 建設業 F 製造業
第3次産業	G 電気・ガス・熱供給・水道業 H 情報通信業 I 運輸業 J 卸売・小売業 K 金融・保険業 L 不動産業 M 飲食店, 宿泊業 N 医療, 福祉 O 教育, 学習支援業 P 複合サービス事業 Q サービス業（他に分類されないもの） R 公務（他に分類されないもの）

<平成12年度>

第1次産業	A 農業 B 林業 C 漁業
第2次産業	D 鉱業 E 建設業 F 製造業
第3次産業	G 電気・ガス・熱供給・水道業 H 運輸・通信業 I 卸売・小売業, 飲食店 J 金融・保険業 K 不動産業 L サービス業 M 公務（他に分類されないもの）

## 職業

職業とは、就業者について、調査週間中、その人が実際に従事していた仕事の種類（調査週間に「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん実際に従事していた仕事の種類）によって分類したものをいいます。

なお、従事した仕事が二つ以上ある場合は、その人が主に従事した仕事の種類によっています。

国勢調査に用いている職業分類は、日本標準職業分類を基に、これを国勢調査に適合するよう編成したもので、分類の詳しさの程度により、大分類、中分類、小分類があります。平成17年国勢調査では、平成9年12月改訂の日本標準職業分類を基準としており、大分類が10項目、中分類が61項目、小分類が274項目となっています。また、平成12年国勢調査では、平成9年12月改定の日本標準職業分類を基準としており、大分類が10項目、中分類が61項目、小分類が293項目となっています。

なお、報告書等では、職業大分類を4部門に集約している場合がありますが、その区分は以下によっています。

I 農林漁業関係職業	G 農林漁業作業者
II 生産・運輸関係職業	H 運輸・通信従事者 I 生産工程・労務作業者
III 販売・サービス関係職業	D 販売従事者 E サービス職業従事者 F 保安職業従事者
IV 事務・技術・管理関係職業	A 専門的・技術的職業従事者 B 管理的職業従事者 C 事務従事者

## 5 世帯の移動に関する用語

### 居住期間【平成12年調査のみ】

「居住期間」とは、その世帯の世帯員が現在の場所に住んでいる期間をいい、「出生時から」、「1年未満」、「1年以上5年未満」、「5年以上10年未満」、「10年以上20年未満」、「20年以上」の6区分に区分しています。

### 5年前の常住地【平成12年調査のみ】

「5年前の常住地」とは、5年前に居住していた場所をいいます。平成12年国勢調査では、5歳以上の人について、平成7年10月1日の前後を通じてふだん居住していた場所について調査し、次のとおり区分しています。

現住所—調査時における常住地と同じ場所

国内—日本国内

自市区町村内—調査時における常住地と同じ市町村（13大都市の場合は同じ区）

自市内他区—13大都市（東京都特別区及び政令指定都市である札幌市、仙台市、千葉市、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市及び福岡市）について、同じ市（都）の他の区

県内他市区町村—同じ都道府県内の他の市区町村

他県—他の都道府県

転入（国外から）—日本以外

なお、5年前には当該地域に居住していたが、調査時には他の地域に居住していた人は、他県又は他市区町村への転出として当該地域の結果表に表章しています。

## 6 従業地・通学地に関する用語

### 従業地・通学地

「従業地・通学地」とは、就業者が従業している、又は通学者が通学している場所をいい、次のとおり区分しています。

区分	内容
自市区町村で従業・通学	従業・通学先が常住している市区町村と同一の市区町村にある場合
自宅	従業している場所が、自分の居住する家又は家に附属した店・作業場などである場合 ※ 併用住宅の商店・工場の事業主とその家族従業者や住み込みの従業員などの従業先はここに含みます。 ※ 農林漁家のことで、自家の田畠・山林や漁船で仕事をしている場合、自営の大工、左官などが自宅を離れて仕事をしている場合もここに含みます。
自宅外	常住地と同じ市区町村に従業・通学先がある人で上記の「自宅」以外の場合
他市区町村で従業・通学	従業・通学先が常住している市区町村以外にある場合 〔これは、いわゆるその市区町村からの流出人口を示すものとなつています。〕
自市内他区	常住地が20大都市 <sup>(注)</sup> にある人で、同じ市又は東京都特別区内の他の区に従業地・通学地がある場合 例) 常住地が横浜市瀬谷区にある人で、横浜市中区に従業地・通学地がある場合
県内他市区町村	従業・通学先が常住地と同じ都道府県内の他の市区町村にある場合 例) 常住地が横浜市瀬谷区にある人で、川崎市川崎区に従業地・通学地がある場合
他県	従業・通学先が常住地と異なる都道府県にある場合

(注) 東京都特別区部及び政令指定都市をいいます。

### 《注意点》

① 他市区町村に従業・通学するということは、その従業地・通学地のある市区町村からみれば、他市区町村に常住している人が当該市区町村に従業・通学するためにやってくるということで、これは、いわゆる従業地・通学地への流入人口を示すものとなっています。

ここでいう従業地とは、就業者が仕事をしている場所のことですが、例えば、外務員、運転者などのように雇われて戸外で仕事をしている人については、所属している事業所のある市区町村を、船の乗組員（雇用者）については、その船が主な根拠地としている港のある市区町村をそれぞれ従業地としています。

- ② 従業地が外国の場合、便宜、同一の市区町村として取り扱っています。
- ③ ふだん学校に通っていた人であっても、調査週間中、収入を伴う仕事を少しでもした人については、ここにいう「通学者」とはせず、「就業者」としています。

## 夜間人口と昼間人口

### (1) 常住地による人口（夜間人口）

調査時に調査の地域に常住している人口です。

### (2) 従業地・通学地による人口（昼間人口）

従業地・通学地集計の結果を用いて、次により算出された人口です。

[例：A市の昼間人口の算出方法]

$$A\text{市の昼間人口} = A\text{市の夜間人口} - A\text{市からの流出人口} + A\text{市への流入人口}$$

したがって、夜間勤務の人、夜間学校に通っている人も便宜、昼間勤務、昼間通学とみなして昼間人口に含んでいます。ただし、この昼間人口には、買物客などの非定常的な移動は考慮していません。

昼間人口は昭和35年調査から算出していますが、35年及び40年調査では、通学者の出入りを計算する際に、15歳以上の人間に限っており、この点が45年調査以降と異なっています。

## 利用交通手段【平成12年調査のみ】

従業地・通学地に通勤・通学するためにふだん利用している交通手段の種類により、次のとおり区分しています。

なお、通勤も通学もしている人については通勤に利用している交通手段を、2種類以上を利用している場合はそのすべての交通手段を、日によって異なる場合は主として利用している交通手段を、行きと帰りが異なる場合は「行き」の利用交通手段をそれぞれ集計しています。

区分とその内容は次のとおりです。

区分	内容
1 徒歩だけ	徒歩だけで通勤又は通学している場合
2 鉄道・電車	電車・気動車・地下鉄・路面電車・モノレールなどを利用している場合
3 乗合バス	乗合バス（トロリーバスを含む。）を利用している場合
4 勤め先・学校のバス	勤め先の会社や通学先の学校の自家用バスを利用している場合
5 自家用車	自家用車（事業用と兼用の自家用車を含む。）を利用している場合
6 ハイヤー・タクシー	ハイヤー・タクシーを利用している場合（雇い上げのハイヤー・タクシーを利用している場合も含む。）
7 オートバイ	オートバイ・モーターバイク・スクーターなどを利用している場合
8 自転車	自転車を利用している場合
9 その他	船・ロープウェイなど、上記以外の交通手段を利用している場合

## 平成12年国勢調査で用いた産業大分類

(日本標準産業分類〔平成5年10月改定〕準拠)

産業大分類	説明
A－農業	この大分類には、耕種、養畜{養きん(禽)、養ほう(蜂)を含む}及び養蚕を行うもの並びにこれに直接関係するサービスを行う事業所が分類される。
B－林業	この大分類には、山林用苗木の育成・植栽、林木の保育・保護、林木からの素材生産、薪及び木炭の製造、樹脂、樹皮、その他の林産物の採集及び林業に直接関係するサービス業務並びに野生動物の狩猟などを行う事業所が分類される。 昆虫類、へびなどの採捕を行う事業所も本分類に含まれる。
C－漁業	この大分類には、海面及び内水面において自然繁殖している水産動植物を採捕する事業所及び海面又は内水面において人工的施設を施し、水産動植物の養殖を行う事業所並びにこれに直接関係するサービス業務を行う事業所が分類される。
D－鉱業	この大分類には、有機物、無機物を問わず、天然に固体、液体又はガスの状態で生ずる鉱物を掘採、採石する事業所及びこれらの選鉱その他の品位向上処理を行う事業所が分類される。 鉱物を探査するための地質調査、物理探鉱、地化学探鉱、試すい(錐)などの探鉱作業及び開坑、掘さく、排土などの鉱山開発作業、鉱山内の鉱物運搬作業、その他鉱業に直結する作業も本分類に含まれる。 硫黄鉱を掘採し、硫黄の製錬を行う事業所及びろう石クレー、陶石クレーの製造を行う事業所も本分類に含まれる。
E－建設業	この大分類には、注文又は自己建設によって建設工事を施工する事業所が分類される。 ただし、自己建設で維持補修工事を施工する事業所及び建設工事の企画、調査、測量、設計、監督等を行う事業所は含まれない。
F－製造業	この大分類には、有機又は無機の物質に物理的、化学的变化を加えて新製品を製造し、これを卸売する事業所が分類される。
G－電気・ガス・熱供給・水道業	この大分類には、電気、ガス、熱及び水(かんがい用水を除く)を供給する事業所並びに汚水・雨水の処理等を行う事業所が分類される。 電気業とは、一般の需要に応じ電気を供給する事業所又はこれに電気を供給する事業所をいう。自家用発電の事業所も電気業に含まれる。 ガス業とは、一般の需要に応じ製造ガス、天然ガス又はこれらの混合ガスを導管により供給する事業所をいう。 熱供給業とは、一般の需要に応じ蒸気、温水、冷水等を媒体とする熱エネルギー又は蒸気若しくは温水を導管により供給する事業所をいう。 水道業とは、一般の需要に応じ水道管及びその他の設備をもって給水を行う事業所並びに公共下水道、流域下水道又は都市下水路により汚水・雨水の排除又は処理を行う事業所をいう。
H－運輸・通信業	この大分類には、鉄道、自動車、船舶、航空機及びその他の運送用具による旅客、貨物の運送業並びに運輸に附帯するサービス業、倉庫業、通信業及び通信に附帯するサービス業を営む事業所が分類される。
I－卸売・小売業、飲食店	この大分類には、原則として、有体的商品を購入して販売する事業所が分類される。 なお、販売業務に附随して行う軽度の加工(簡易包装、洗浄、選別等)、取付修理も本分類に含まれる。
J－金融・保険業	この大分類には、金融業及び保険業を営む事業所が分類される。 政府事業である郵便貯金、簡易生命保険を営む事業所、専ら金融又は保険の事業を営む協同組合、農業災害保険の事業を行う農業共済組合・同連合会、農業共済基金並びに漁船災害保険の事業を行う漁船保険組合はこの分類に含まれる。 ただし、社会保険事業を行う事業所は「大分類L－サービス業」又は「大分類M－公務(他に分類されないもの)」に分類される。
K－不動産業	この大分類には、不動産の売買、交換、賃貸、管理又は不動産の売買、貸借、交換の代理若しくは仲介を行う事業所が分類される。
L－サービス業	この大分類には、個人又は事業所に対してサービスを提供する他の大分類に分類されない事業所が分類される。
M－公務(他に分類されないもの)	この大分類には、中央官庁及びその地方支分部局、都道府県庁、市区役所、町村役場など本来の立法事務、司法事務及び行政事務を行う官公署が分類される。 専ら国又は地方公共団体が直接社会公共のために自ら経営する非権力的な事業を行う官公署は一般的の産業と同様にその行う業務により、それぞれの産業に分類される。
N－分類不能の産業	この大分類には、産業分類上、いずれの項目にも分類しえない事業所が分類される。 これは主として調査票の記入が不備であって、いずれに分類すべきか不明の場合又は記入不詳で分類しえないものである。

## 平成17年国勢調査で用いた産業大分類

(日本標準産業分類〔平成14年3月改定〕準拠)

産業大分類	説明
A－農業	<p>この大分類には、耕種、養畜 {養きん（禽），養ほう（蜂）を含む} 及び農業に直接関係するサービス業務を行う事業所が分類される。</p> <p>なお、植木の刈り込みのような園芸サービスを行う事業所も本分類に含まれる。</p>
B－林業	<p>この大分類には、山林用苗木の育成・植栽、林木の保育・保護、林木からの素材生産、薪及び木炭の製造、樹脂、樹皮、その他の林産物の採集及び林業に直接関係するサービス業務並びに野生動物の狩猟などを行う事業所が分類される。</p> <p>昆虫類、へビなどの採捕を行う事業所も本分類に含まれる。</p>
C－漁業	<p>この大分類には、海面又は内水面において自然繁殖している水産動植物を採捕する事業所、海面又は内水面において人工的施設を施し、水産動植物の養殖を行う事業所及びこれらに直接関係するサービス業務を行う事業所が分類される。</p>
D－鉱業	<p>この大分類には、有機物、無機物を問わず、天然に固体、液体又はガスの状態で生ずる鉱物を掘採、採石する事業所及びこれらの選鉱その他の品位向上処理を行う事業所が分類される。</p> <p>鉱物を探査するための地質調査、物理探鉱、地化学探鉱、試すい（錐）などの探鉱作業及び開坑、掘さく、排土などの鉱山開発作業、その他鉱業に直結する作業も本分類に含まれる。</p> <p>なお、探鉱、鉱山開発又は鉱山内の鉱物運搬等の作業を請負う事業所も本分類に含まれる。</p> <p>硫黄鉱を掘採し、硫黄の製錬を行う事業所及びろう石クレー、陶石クレーの製造を行う事業所も本分類に含まれる。</p>
E－建設業	<p>この大分類には、主として注文又は自己建設によって建設工事を施工する事業所が分類される。</p> <p>ただし、主として自己建設で維持補修工事を施工する事業所及び建設工事の企画、調査、測量、設計、監督等を行う事業所は含まれない。</p>
F－製造業	<p>この大分類には、有機又は無機の物質に物理的、化学的変化を加えて新製品を製造し、これを卸売する事業所が分類される。</p>
G－電気・ガス・熱供給・水道業	<p>この大分類には、電気、ガス、熱又は水（かんがい用水を除く）を供給する事業所並びに汚水・雨水の処理等を行う事業所が分類される。</p> <p>電気業とは、一般の需要に応じ電気を供給する事業所又はその事業所に電気を供給する事業所をいう。自家用発電の事業所も電気業に含まれる。</p> <p>ガス業とは、一般の需要に応じ製造ガス、天然ガス又はこれらの混合ガスを導管により供給する事業所をいう。</p> <p>熱供給業とは、一般の需要に応じ蒸気、温水、冷水等を媒体とする熱エネルギー又は蒸気若しくは温水を導管により供給する事業所をいう。</p> <p>水道業とは、一般の需要に応じ水道管及びその他の設備をもって給水を行う事業所並びに公共下水道、流域下水道又は都市下水路により汚水・雨水の排除又は処理を行う事業所をいう。</p>
H－情報通信業	<p>この大分類には、情報の伝達を行う事業所、情報の処理、提供などのサービスを行う事業所、インターネットに附随したサービスを行う事業所及び伝達することを目的として情報の加工を行う事業所が分類される。</p> <p>情報の伝達を行う事業所とは、電磁、非電磁を問わず、映像、音声、文字等の情報を伝達する事業所及び伝達するための手段の設置、運用を行う事業所をいう。</p> <p>情報の処理、提供などのサービスを行う事業所とは、電子計算機のプログラムの作成を行う事業所、委託により電子計算機等を用いて情報の処理を行う事業所及び情報を収集・加工・蓄積し、顧客の求めに応じて提供する事業所をいう。</p> <p>インターネットに附隨したサービスを行う事業所とは、インターネットを通じて、上記以外の通信業及び情報サービス業を行う事業所をいう。</p> <p>情報の加工を行う事業所とは、新聞、雑誌、ラジオ、テレビ、映画などの媒体を通じて不特定多数の受け手を対象に大量に情報を伝達させるために、映像、音声、文字等の情報を加工する事業所をいう。</p>
I－運輸業	<p>この大分類には、鉄道、自動車、船舶、航空機又はその他の運送用具による旅客、貨物の運送業、倉庫業及び運輸に附帯するサービス業を営む事業所が分類される。</p>

産業大分類	説明
J－卸売・小売業	この大分類には、原則として、有体的商品を購入して販売する事業所が分類される。なお、販売業務に附隨して行う軽度の加工（簡易包装、洗浄、選別等）、取付修理は本分類に含まれる。
K－金融・保険業	この大分類には、金融業又は保険業を営む事業所が分類される。 政府事業である郵便貯金、簡易生命保険を営む事業所、専ら金融又は保険の事業を営む協同組合、農業又は漁業に係る共済事業を行う事業所並びに漁船保険を行う事業所は本分類に含まれる。 ただし、社会保険事業を行う事業所は、大分類N－医療、福祉又は大分類R－公務（他に分類されないもの）に分類される。
L－不動産業	この大分類には、主として不動産の売買、交換、賃貸、管理又は不動産の売買、貸借、交換の代理若しくは仲介を行う事業所が分類される。 主として自動車の駐車のための場所を賃貸する事業所も本分類に含まれる。
M－飲食店、宿泊業	この大分類には、その場所で飲食又は宿泊させる事業所が分類される。
N－医療、福祉	この大分類には、医療、保健衛生、社会保険、社会福祉及び介護に関するサービスを提供する事業所が分類される。
O－教育、学習支援業	この大分類には、学校教育を行う事業所、学校教育を除く組織的な教育活動を行う事業所、学校教育の補習教育を行う事業所及び教養、技能、技術などを教授する事業所が分類される。 通信教育事業、学習塾、図書館、博物館、植物園などの事業所も本分類に含まれる。 スポーツを行うための施設を提供する事業所は大分類Q－サービス業（他に分類されないもの）に分類される。
P－複合サービス事業	この大分類には、複数の大分類にわたる各種のサービスを提供する事業所であって、法的に事業の種類や範囲が決められている郵便局、農業協同組合等が分類される。
Q－サービス業（他に分類されないもの）	この大分類には、個人又は事業所に対してサービスを提供する他の大分類に分類されない事業所が分類される。
R－公務（他に分類されないもの）	この大分類には、国又は地方公共団体の機関のうち、国会、裁判所、中央官庁及びその地方支分部局、都道府県庁、市区役所、町村役場など本来の立法事務、司法事務及び行政事務を行う官公署が分類される。 専ら国又は地方公共団体が直接社会公共のために自ら経営する非権力的な事業を行う官公署は一般の産業と同様にその行う業務により、それぞれの産業に分類される。
S－分類不能の産業	この大分類には、産業分類上、いずれの項目にも分類しえない事業所が分類される。 これは主として調査票の記入が不備であって、いずれに分類すべきか不明の場合又は記入不詳で分類しえないものである。

## 平成12・17年国勢調査で用いた職業大分類

(日本標準職業分類〔平成9年12月改定〕準拠)

職業大分類	説明
A－専門的・技術的職業従事者	<p>この大分類には、高度の専門的水準において、科学的知識を応用し、技術的な仕事に従事するもの及び医療、法律、教育、宗教、芸術その他の専門的性質の仕事に従事するものが分類される。</p> <p>この仕事を遂行するには、通例、大学・研究機関などにおける高度の科学的訓練、その他専門的分野の訓練、又はこれと同程度の実務的経験あるいは芸術上の創造的才能を必要とする。</p>
B－管理的職業従事者	<p>この大分類には、事業経営方針の決定、経営方針に基づく執行計画の樹立、人事管理、作業の監督、統制など専ら経営体の全般又は課（課相当を含む）以上の内部組織の経営、管理の仕事に従事するものが分類される。</p> <p>国及び地方公共団体の各機関の公選された公務員（議員）も本分類に含まれる。</p> <p>ただし、次の仕事に従事するものは本分類に含まれない。</p> <p>(1) 経営者（会社、団体の役員、個人業主）、管理職員（部長、課長など）が経営管理以外の仕事に従事している場合は、経営管理以外の仕事により分類される。</p> <p>(2) 研究所長、病院長、診療所長、歯科医院長、歯科診療所長、裁判所長、検事総長、検事長、検事正、校長は「大分類－A 専門的・技術的職業従事者」の対応するそれぞれの項目に分類される。</p> <p>(3) 自衛官、警察官、海上保安官、消防員の身分を有するものが管理的業務に従事している場合は「大分類F－保安職業従事者」に分類される。</p>
C－事務従事者	<p>この大分類には、文書、人事、会計に関する事務、所管事務についての企画、立案、管理、執行に関する事務、運輸、通信に関する事務、集金、検針など外勤の事務及びその他の事務並びに各種事務用機器の操作に従事するものが分類される。</p>
D－販売従事者	<p>この大分類には、有体的商品、不動産、有価証券などの売買、売買の仲立、取次又は代理などの仕事、金融、保険の代理、募集の仕事、商品の売買、製造、サービスなどに関する取引上の勧誘、交渉、受注の仕事など、販売、販売類似の仕事に従事するものが分類される。</p> <p>ただし、次の仕事に従事するものは本分類には含まれない。</p> <p>(1) 専ら事業の経営、管理の仕事に従事するものは「大分類B－管理的職業従事者」に分類される。</p> <p>(2) 販売に伴う接客サービスの仕事に従事するものは「大分類E－サービス職業従事者」に分類される。</p>
E－サービス職業従事者	<p>この大分類には、個人の家庭における家事・介護サービス、身の回り用務、調理、接客、娯楽など個人に対するサービスの仕事に従事するもの及び他に分類されないサービスの仕事に従事するものが分類される。</p>
F－保安職業従事者	<p>この大分類には、国家の防衛、社会、個人及び財産の保護、公共の秩序維持などの仕事に従事するものが分類される。</p> <p>自衛官、警察官、海上保安官、消防員で、医療、教育、書記的な仕事などのように他の分類項目に該当する仕事に従事するものも本分類に含まれる。</p>
G－農林漁業作業者	<p>この大分類には、農作物の栽培、養蚕・家畜・家きんなどの飼育の仕事、材木の育成、木産物の採取、鳥獣の捕獲の仕事、水産動植物の採捕、養殖の仕事及びこれらに類似の仕事に従事するものが分類される。</p>
H－運輸・通信従事者	<p>この大分類は、機関車、電車、自動車、船舶、航空機などの輸送機械、装置の操作、運転及び通信設備の操作並びに他に分類されない運転又は通信に関連する仕事に従事するものが分類される。</p> <p>ただし、次の仕事に従事するものは本分類に含まれない。</p> <p>(1) 漁労船（母船、運搬船などを除く）の運航、船務に従事するものは「大分類G－農林漁業作業者」に分類される。</p> <p>(2) 船舶、航空機、自動車などの操作、運転に従事する自衛官、海上保安官、警察官、消防員は「大分類F－保安職業従事者」に分類される。</p>
I－生産工程・労務作業者	<p>この大分類には、機械、器具、手道具などを用いて、原材料を加工し文は組立てる仕事、製造するための機械、装置の操作を行う仕事、建設機械、定位機関・機械の操作、保全の仕事、建設工事の仕事、発電、変電などにおける機械、装置の操作、保全の仕事、鉱物の試掘、採掘、採取、選別の仕事、坑道の掘進、保持、充てんの仕事、坑内における運搬作業及びこれらに関連する仕事に従事するもの、及び他に分類されない技能的作業、生産工程の仕事に従事するもの並びに運搬、清掃などの労務的作業に従事するものが分類される。</p> <p>生産工程に属する選別及び検査の仕事に従事するものも本分類に含まれる。</p> <p>作業者の監督、仕様書に基づく作業手順の決定、仕事の割当て、仕事の仕方の指導、検査、生産記録の作成などに従事する職長、班長、組長、現場監督などの役付工も監督又は実施する仕事の種類によって一般作業者と同様に本大分類中のそれぞれの項目に分類される。</p>
J－分類不能の職業	<p>この大分類には、いずれの項目にも含まれない職業が分類される。これは主に調査票の記入が不備であって、いずれの項目に分類すべきか不明の場合又は記入不詳で分類しえないものである。</p>